

業平橋押上地区開発事業の環境影響評価について

1 概要

業平橋押上地区開発事業に関する環境影響評価（環境アセスメント）を事業者が東京都環境影響評価条例に基づき実施することとなったため報告するものである。

2 環境影響評価制度の趣旨

大規模な開発事業などを実施する際に、事業者があらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、その内容について住民や自治体の意見を事業計画に反映させて環境に対する影響をできるだけ少なくするための手続きである。

3 本事業における適用要件

（東京都環境影響評価条例施行規則別表第一における対象事業の要件）

(1) 高層建築物の新築

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項の建築物の新築において、建築基準法施行令第2条第1項第6号（同号ロの規定を除く。）の建築物の高さが100メートルを超え、かつ、同項第4号（同号ただし書きは適用しない。）の延べ面積が10万平方メートルを超えるもの。

(2) 自動車駐車場の設置又は変更

道路の路面外に設置する自動車の駐車のための施設（臨時に設置するものを除く。）の設置において、常時駐車能力が1000台以上（住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。）のもの。

4 想定される環境影響評価項目

(1) 工事の施行中（建設機械の稼働、工事用車両の走行、施設の建設）

大気汚染、騒音・振動、地盤、地形・地質、電波障害、廃棄物

(2) 工事の完了後（建築物の存在、施設の利用、関連車両の走行、駐車場の共用）

大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

5 影響を及ぼすと予想される地域

開発地域の敷地境界から800メートル四方にある墨田区、台東区及び江東区の一部。電波障害の影響については、東京タワーと新タワーを結んだ線の裏側にあたる葛飾区、松戸市及び柏市の一部である。

6 スケジュール

(1) 調査計画書 提出 平成18年12月4日（月）

公示 平成18年12月18日（月）

縦覧 平成18年12月18日（月）～12月27日（水）

意見書募集 平成18年12月18日（月）

～平成19年1月9日（火）

(2) 評価書案 公示・縦覧 平成19年8月頃

（東京都が公示の日から45日以内を提出期限として意見書募集）

（事業者が縦覧期間内に住民説明会を開催）

(3) 見解書 公示・縦覧 平成20年1月頃

（評価書案に対する都民からの意見書の提出があった場合は、見解書縦覧後、東京都が都民の意見を聴く会を開催）

(4) 評価書 公示・縦覧 平成20年5月頃

7 本区における調査計画書の縦覧について

環境保全課において縦覧を行う。また、縦覧を補完するため、区民情報コーナー、出張所、図書館、すみだ女性センターを閲覧場所とする。